

経済・財政一体改革推進委員会  
第31回 国と地方のシステムWG  
(公共施設等総合管理計画について)  
御説明資料



総務省

令和4年4月19日

# 公共施設等総合管理計画等の策定及び見直しの推進

## 背景

- ・過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- ・人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- ・市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

- 各地方公共団体は、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」を策定している。
- また、公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める「個別施設計画」を策定している。

## 公共施設等総合管理計画の策定及び見直し

総務省所管

### <公共施設等総合管理計画の内容>

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

### <公共施設等総合管理計画の策定の状況>

令和3年3月末時点において、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99.9%の団体において策定が完了。

### <公共施設等総合管理計画の見直し>

令和3年度までに、個別施設計画等を踏まえた見直しを行うよう要請(新型コロナウイルス感染症等により令和4年度以降となる場合は、令和5年度まで)。

## 個別施設計画の策定 ※令和4年度までに策定

各施設所管省庁所管

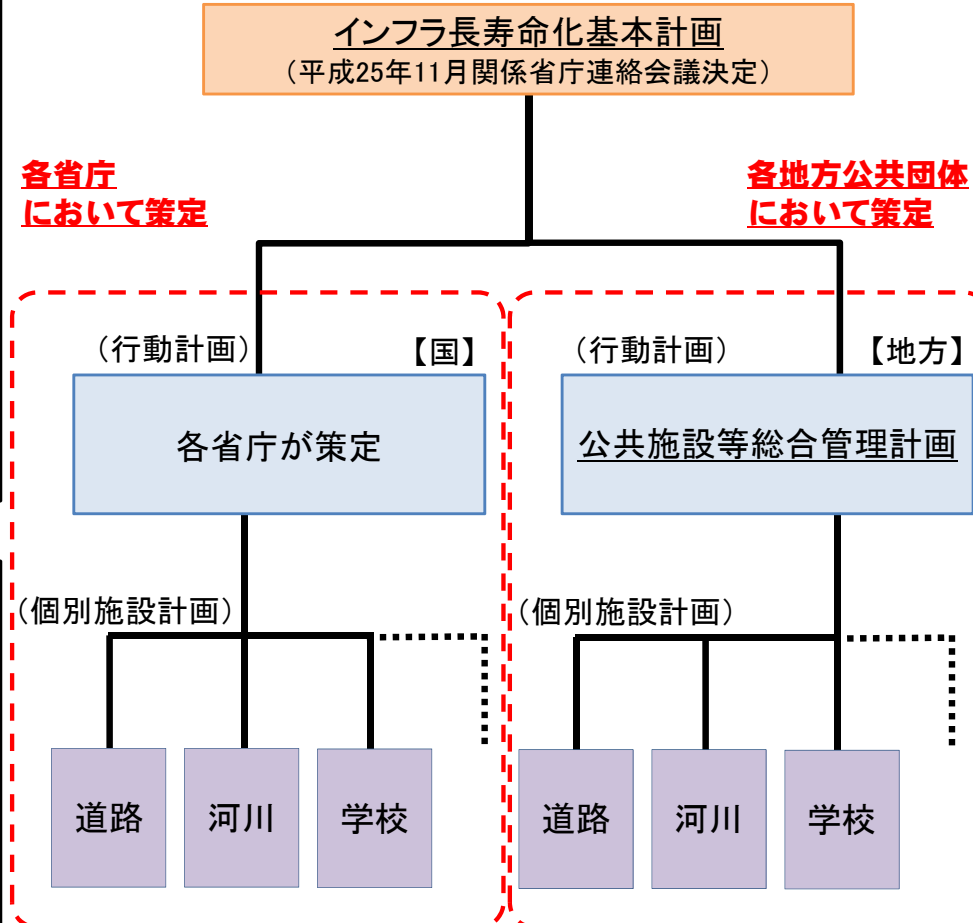
### <個別施設計画の内容>

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策(※)の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用を定めるもの。

※ 維持管理・更新等に係る対策

次回の点検、修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等

## 【インフラ長寿命化計画の体系】



# 公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針

- 公共施設等総合管理計画の策定及び見直しに関しては、「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」により、公共施設等総合管理計画に記載すべき事項等を示しており、各地方公共団体は、当該指針を踏まえ、公共施設等の管理に関する基本的な方針等を公共施設等総合管理計画に記載している。
- 個別の施設の更新や統廃合、長寿命化などの具体的な取組については、各地方公共団体において、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める個別施設計画に基づき、地域の実情を踏まえ、議会や住民との議論も行いながら実施される。

## 公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針（平成26年4月22日策定、令和4年4月1日改訂 財務調査課長通知）（抜粋）

### 第一 総合管理計画に記載すべき事項

#### 一 公共施設等の現況及び将来の見通し

- (1) 公共施設等の状況（施設保有量とその推移、老朽化の状況、有形固定資産減価償却率の推移及び利用状況）及び過去に行った対策の実績
- (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- (3) 公共施設等の現在要している維持管理経費、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み（施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み、長寿命化対策を反映した場合の見込み及び対策の効果額）及びこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等

#### 二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

- (1) 計画策定年度、改訂年度及び計画期間
- (2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策
- (3) 現状や課題に関する基本認識
- (4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

今後当該団体として、更新・統廃合・長寿命化など、どのように公共施設等を管理していくかについて、現状や課題に対する認識を踏まえた基本的な考え方を記載すること。また、将来的なまちづくりの視点から検討を行うとともに、PPP / PFI の活用などの考え方について記載することが望ましいこと。

具体的には、以下の事項について考え方を記載すること。

- ① 点検・診断等の実施方針
- ② 維持管理・更新等の実施方針  
維持管理・更新等の実施方針（予防保全型維持管理の考え方を取り入れる、トータルコストの縮減・平準化を目指す、必要な施設のみ更新するなど）などを記載すること。更新の方針については、  
⑧統合や廃止の推進方針との整合性や公共施設等の供用を廃止する場合の考え方について留意すること。
- ③ 安全確保の実施方針
- ④ 耐震化の実施方針
- ⑤ 長寿命化の実施方針  
修繕又は予防的修繕等による公共施設等の長寿命化の実施方針について記載すること。
- ⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針
- ⑦ 脱炭素化の推進方針
- ⑧ 統合や廃止の推進方針  
公共施設等の利用状況及び耐用年数等を踏まえ、公共施設等の供用を廃止する場合の考え方や、現在の規模や機能を維持したまま更新することは不要と判断される場合等における他の公共施設等との統合の推進方針について記載すること。  
なお、検討に当たっては、他目的の公共施設等や民間施設の利用・合築等についても検討することが望ましいこと。
- (5) PDCAサイクルの推進方針

# 公共施設等適正管理推進事業債（概要）

※下線部分は令和4年度からの措置

対象事業	充当率	交付税措置率
<b>① 集約化・複合化事業（事業期間：令和4年度～令和8年度）</b>	90%	50%
【建築物（公民館等）】 ・延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業 【非建築物（グラウンド等）】 ・維持管理経費等が減少すると認められる集約化・複合化事業 ※複数団体が連携して実施する集約化・複合化事業の取組において、対象施設を有しない団体も実施主体に含む。		
<b>② 長寿命化事業【拡充】（事業期間：令和4年度～令和8年度）</b>	90%	財政力に応じて 30～50% （注）
【公共用建物】 ・施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業 【社会基盤施設】 ・所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（一定規模以下等の事業） 道路、河川管理施設（水門、堤防、ダム（ <u>本体</u> 、 <u>放流設備</u> 、 <u>観測設備</u> 、 <u>通報設備</u> 等））、砂防関係施設、海岸保全施設、 <u>港湾施設</u> 、 <u>都市公園施設</u> 、 <u>空港施設</u> 、 <u>治山施設</u> ・ <u>林道</u> 、 <u>漁港施設</u> 、 <u>農業水利施設</u> ・ <u>農道</u> ・ <u>地すべり防止施設</u>		
<b>③ 転用事業（事業期間：令和4年度～令和8年度）</b>		
・他用途への転用事業		
<b>④ 立地適正化事業（事業期間：令和4年度～令和8年度）</b>		
・コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業		
<b>⑤ ユニバーサルデザイン化事業（事業期間：令和4年度～令和8年度）</b>		
・公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業		
<b>⑥ 脱炭素化事業（事業期間：令和4年度～令和7年度）</b>		
・地球温暖化対策計画において、地方団体が率先的に取り組むこととされている事業 太陽光発電の導入、建築物におけるZEB※の実現、省エネルギー改修の実施、LED照明の導入 ※「ZEBの実現」、「省エネルギー改修」は、それぞれZEB基準、省エネ基準に適合させるための改修が対象。		
<b>⑦ 除却事業（事業期間：令和4年度～令和8年度）</b>	-	-
・公共施設等の除却を行う事業		

（注）義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業（地方単独事業）に係る当該値を下回らないよう設定